

川根本町森林整備計画書

計画期間

〔 自 令和 7年4月 1日
至 令和17年3月31日 〕

静岡県
川根本町

<目 次>

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
第1 森林整備の現状と課題	… 1
第2 森林整備の基本方針	… 5
1 森林の機能と望ましい姿	
2 森林整備の基本的な考え方	
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4 その他必要な事項	
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	…20
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
4 その他	
II 森林整備の方法に関する事項	…21
第1 伐採に関する事項	…21
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	…25
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3 保育・間伐に関する事項	…31
1 保育の作業種別の標準的な方法	
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…34
1 作業路網の整備に関する事項	
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…37
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	…38
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7 その他森林整備に関する必要な事項	…38
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2 林業機械の導入の促進に関する事項	

3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
III	森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	…41
第1	森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	…41
1	森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	
2	森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	
第2	鳥獣による森林被害対策の方法	…42
1	鳥獣害防止森林区域の設定	
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
3	その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	
4	鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	
第3	林野火災の予防の方法	…43
第4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…43
第5	その他必要な事項	…43
1	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
2	その他	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	…44
第1	保健機能森林の区域	…44
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	…44
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	…45
1	森林保健施設の整備	
2	立木の期待平均樹高	
第4	その他必要な事項	…45
V	その他森林の整備のために必要な事項	…46
第1	森林経営計画の作成に関する事項	…46
1	森林経営計画の記載内容に関する事項	
2	一体整備相当区域	
第2	生活環境の整備に関する事項	…46
第3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	…47
1	F S C森林認証と木材協定の活用	
2	木材のバイオマスとしての活用	
3	木材マテリアルとしての活用	
4	林家及び森林所有者の家計としての「川根茶」、「観光」等の存在	
5	地域生活者としての農家林家	
6	未利用資源（林地残材）の活用	
第4	森林の総合利用の推進に関する事項	…49
第5	住民参加による森林の整備に関する事項	…50
1	地域住民参加による取組	
2	上下流連携による取組	
3	フィールドの提供	

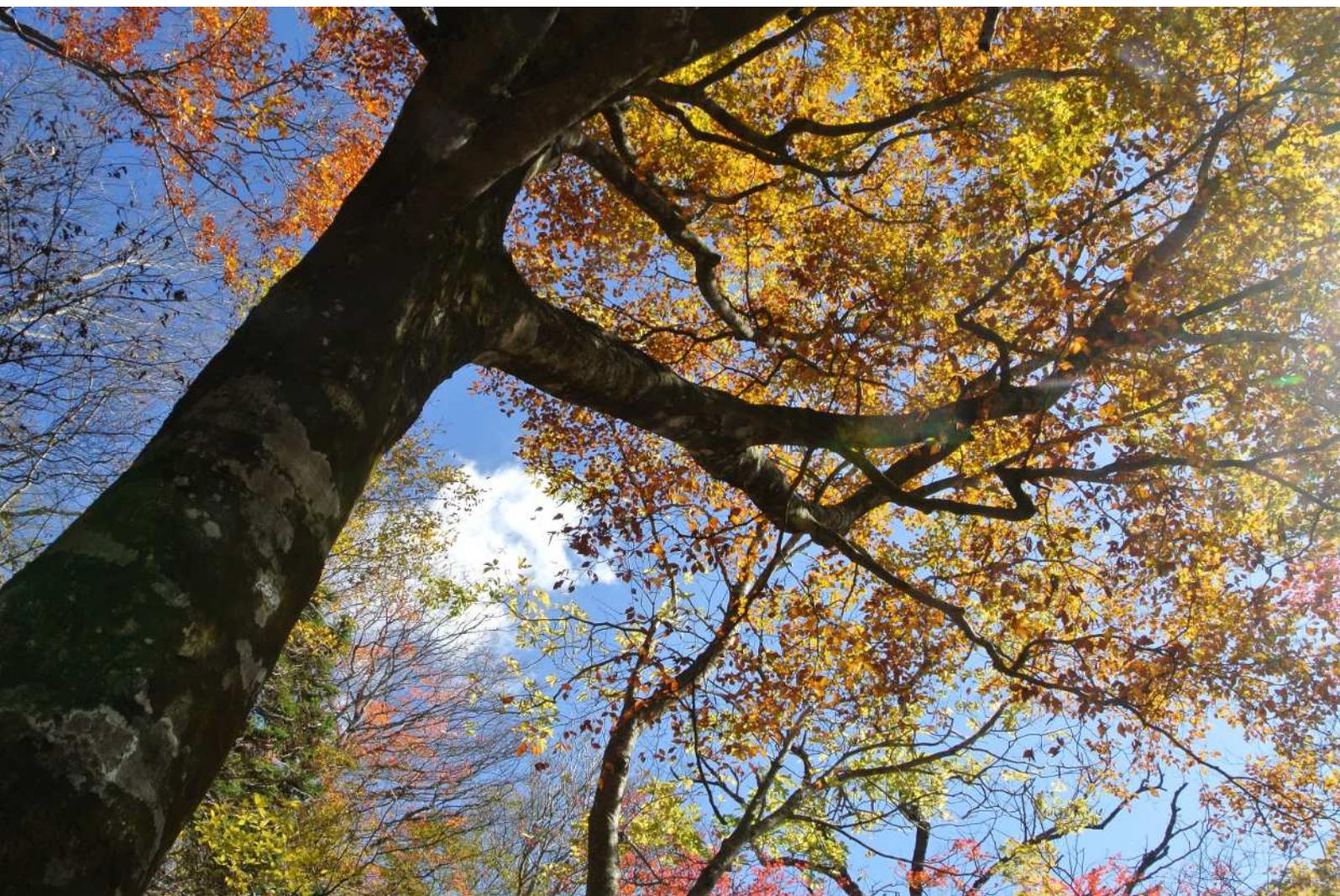
第6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…51
第7	その他必要な事項	…51
1	施業の制限を受けている森林に関する事項	
2	森林の土地の保全に関して留意すべき事項	
3	土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4	環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項	
5	町有林の整備に関する事項	
6	良好な森林景観の形成に関する事項	
7	地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項	
別紙1	基幹路網の整備計画	…54
別紙2	機能別森林の区域、施業種別森林の区域、特に針広混交林化を推進すべき森林の区域	…60
別紙3	森林経営管理制度対象森林一覧表	…152



はじめに

川根本町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本町内の森林を適切に整備していくことを目的として、本町における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして町長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める静岡地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、静岡地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。



I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第10条の5第2項第1号及び第5号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第1 森林整備の現状と課題

● 町の位置付け

本町は、静岡県の中東部の北西寄り、大井川の中流部に位置し、北は長野県、南は島田市、東は静岡市、西は浜松市に接している。

本町は山間の町であり、北側には南アルプス国立公園の最南峰光岳(2,591m)をはじめ、蕎麦粒山(1,627m)、大札山(1,374m)など南アルプスの前衛の山々は、奥大井県立自然公園に指定され県内有数の重要植物群落や野生動物が生息している。さらに、町内全域が生物圏保存地域(南アルプスユネスコエコパーク)に指定されている。

また、本町中央部には大井川が流れ、その支流沿いには耕作地が開け、集落が形成されている。

図1-1-1 川根本町の位置図



● 森林資源の概要

本町の総面積は49,688haで、そのうち森林面積は46,452ha(民有林19,739.86ha、国有林26,713ha)で、総面積の約94%を占めている。このうち本計画の対象森林面積は19,739.86haであり、スギ、ヒノキを主体とした人工林の面積が14,090ha(人工林率71%)と大部分を占めている。

人工林(蓄積600万 m^3)の約92%(13,082ha)は41年生以上と、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれ、計画的な伐採及び間伐を適正に実施していくことが重要である。

また、カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化等への対策が必要なことから水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、二酸化炭素の吸収等、森林の有する公益的機能の重要性は益々高まっており、木材生産を通じて森林の有する公益的機能を持続的に発揮させていくため、人工林での利用間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進していくこととする。

● 森林認証の取得

1992年の「地球サミット」以降「持続可能な開発」や「持続可能な森林経営」の推進が世界的な課題となっているなか、当町においては平成20年3月に自伐林家を主体とするFSC大井川が約1,471ha（令和6年4月現在約2,132haに拡大）の森林においてFSC森林認証を取得し、責任ある森林管理を開始した。しかしながら、この事例は民有林面積の約15%でしかなく、FSC森林認証林をモデルに「環境、社会、経済」に配慮した適正な森林経営管理が地域に拡大していくことを目指す。現在は本町に隣接する藤枝市、島田市と連携し、2市1町においてFSC認証材の需要拡大を目指している。

写真1-1-1 FSC森林認証製品

FSC森林認証とは：

「適正な森林管理」が行われていることを認証された国際認証の一つです。認証を受けた製品には、写真1-1-1のようなマークがついています。



● 森林資源の活用及び課題

■□ 森林資源の成熟 ■□

人工林においては、収穫するための施業（利用間伐、主伐）ができる林齢に達した林分が多くを占めている。しかし、森林の現況が的確に把握されておらず、境界が不明となっている森林が増加している。また、単に木材価格が低迷しているということだけでなく、森林の現況の的確な把握や生産の効率化を図る技術及びシステムなどの林業を支える基礎が弱体化していると考えられる。

■□ これまでの町の取組 ■□

本町は、平成25年1月に「川根本町公共施設等木材利用方針（水と森の番人 川根本町木使いプラン）」を制定し、公共施設における木材使用方針を明確化した。FSC森林認証製品を中心とした木質製品の積極的な使用に加え、公共施設の内装材や外装材、家具を中

心に木材の使用を積極的に行っている。

写真 1-1-2 川根本町役場総合支所



川根本町役場総合支所（千頭地区）
内装として、多くの木材を使用しています。
会議室のテーブルはF S C森林認証材を使用しています。

平成 21 年 3 月築

写真 1-1-3 川根本町文化会館内家具（左：納入前、右：納入後）



川根本町文化会館内家具（小長井地区）

ベンチやテーブルを中心に多くの木製家具を設置しています。
しずおか林業再生プロジェクト推進事業を利用して設置しました。

平成 26 年 1 月納入

写真 1-1-4 川根本町若者定住促進住宅



川根本町若者定住促進住宅（地名地区）
小さな子供がいる世帯を中心に、多くの住民が入居しています。
外装材や内装材、駐車場の屋根に多くの木材が使用されています。
戸数：6棟16戸
構造：木造2階建（在来軸組工法）
間取り：2LDK
平成23年3月完成

写真 1-1-5 木製ベンチ



木製ベンチ（町内外各地）
町内の工務店が製作したベンチです。
町の公共施設に随時設置をしているほか、静岡県中部流域林業活性化センターの事業にて町外の施設に設置を行っています。

写真 1-1-6 FSC森林認証の森 案内看板



FSC森林認証の森 案内看板
（町内各地）
FSC森林認証を受けた森に設置されています。
防腐加工処理がされているため、野外設置でも腐りません。

■□ 今後の課題 ■□

全体として、森林所有者単位の林業経営は弱体化してきており、農業との複合やサラリーマンとの複合では森林の適正な管理ができない状況にあるなど、森林管理を林業として維持できる森林所有者数も年々減少してきている。また、森林所有者の高齢化や不在町所有者化も進んでいる。さらに、小規模森林所有者を中心に所有林の無関心化が進んでおり、森林所有者の次世代への引継ぎが課題となっている。

このような問題を解決するために、森林環境譲与税を財源の一つとして活用し、森林整備、木材利用等を推進していく。集落単位の施業の団地化（共同・集約）を進め、未整備森林の整備や所有者、境界の明確化を進めるとともに、地域産材の利用の推進や林地残材を積極的に活用する場の設立を目指す。これにより、森林所有者が森林整備に積極的に関わることを促し、森林経営計画の作成による、適正な森林管理体制の構築を支援する。

以上のように、「林業振興」、「森林環境保全」、「木材需要創出」の3点を連携した取組を目標とする。

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の有する様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能		働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能		木材等を生産する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壌を有している。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている。
公益的機能	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。 ・下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。 ・適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・レクリエーション機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持している。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息している。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

表1-2-1に示した森林の機能を特に発揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表1-2-2のとおり定める。

表1-2-2 森林の機能の維持増進を図るための森林とその機能

機能		森林の機能別の区域
木材等生産機能		木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)
公益的機能別施業森林	水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
	山地災害防止機能 土壌保全機能	山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
	快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表1-2-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-2-4のとおり定める。また、風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種を特定広葉樹として、表1-2-5にその樹種と施業の方法を定める。

表1-2-3 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。	Ⅱの第3の1「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
保健文化機能維持増進森林	特定広葉樹の育成	保健文化機能維持増進森林で、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、表1-2-5に示す特定広葉樹育成施業を行うこととする。	

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用する。

表 1-2-4 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダ マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	64	72	56	48	80	25	40

※ 1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※ 2 標準伐期齢は、Ⅱの第 1 の表 2-1-3 を参照

表 1-2-5 特定広葉樹

特定広葉樹（樹種）	特定広葉樹の育成のための施業方法
アカヤシオ ・ シロヤシオ	<ul style="list-style-type: none"> ・シロヤシオは川根本町の花に指定されている。 ・開花時期には多くの観光客が訪れることから、ハイキングコースへの影響を考慮した管理を行う。 ・周囲には他の広葉樹林も広がっていることから、必要に応じて、特定広葉樹の生育に必要な下刈、除伐等の保育を実施する。 ・特定広葉樹の伐採は、常に更新を意識し、その資源が維持される範囲内において行う。

写真 1-2-1 シロヤシオ



(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-6のとおり定める。

表1-2-6 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 ・施業種は、「通常伐期」とする。 ・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するように努めるものとする。
特に効率的な施業 が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 ・施業種は、「通常伐期」とする。
水源涵養機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 ・施業種は、「伐期の延長」とする。
公益的機能別 施業森林 山地災害防止/ 土壌保全機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要の谷止や土留等の施設の設置を推進する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 ・施業種は「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保するものとする。
公益的機能別 施業森林 快適環境形成 機能維持増進 森林	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・風の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 ・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 ・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 ・施業種は「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保するものとする。
保健文化機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・施業種は「長伐期」を標準とし、適切な伐区の形状・配置により機能を確保するものとする。また、特定の郷土樹種を主体とした地域独自の景観等の形成が求められる森林では、「特定広葉樹」とする。 ・里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐を推進する。

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表1-2-7のとおり定める。

表1-2-7 区域設定の基本方針

区域	区域設定の考え方	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・地位が高く、緩傾斜で林道から近い針葉樹人工林が多くを占め、素材生産活動が盛んな森林を面的に設定 	
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> ・約 20° 程度の緩傾斜地で、林道から 200m以内に位置する効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を中心に設定 ・山地災害のおそれのある森林は対象としない。 	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林に指定されているまたは、地域の用水源となっている森林を面的に設定
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の日常生活に密接に関わりを持つ里山の森林を設定
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然環境や景観を有する県立自然公園等を設定

(2) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

なお、町内の林家及び川根本町、静岡県が組織しているF-n-e-t大井川が管理している町内の約2,132haの森林がFSC森林認証森林となっている。森林の機能発揮をもって、環境にも配慮し、社会的貢献も行い、経済的にも成立した森林管理（経営）の地域モデルとして、FSC森林認証の基準に基づいた責任ある森林管理を実施する。

また、全域がFSC森林認証森林となっている森林経営計画も開始されており、森林経営計画の作成と連動してFSC森林認証林の拡大を目指していく。

写真 1-2-2 FSC 森林認証更新審査の様子



ア 大井川本流地域

大井川本流地域は、大井川本流に沿って本町の中心を通過している大井川鉄道や国道、県道に面した地域である。本町の中心市街地周辺であり、この森林は多くの住民にとって最も身近な森林となっている。また、大井川に最も近い水源林となっている。

写真 1-2-3 大井川本流沿いの森林と間伐が行われた鉄道沿線の様子



イ 奥山地域

奥山地域は、大井川支流の上流部の地域であり、本町の水源地となっている。また、大井川及びその支流には水力発電施設が多く存在し、農業用水・工業用水・水道用水の水源としても重要な役割を担っている。町内ばかりでなくその受益を受ける下流域の市町にとっても本町の森林は重要な水源となっている。そこで、奥山地域では、水源涵養機能を高度に発揮させるため、浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。

写真 1-2-4 間伐施業実施後の森林



ウ 東藤川地域

東藤川地域は、古くから林業が行われている地域で、スギ・ヒノキを中心とした比較的高林齢の人工林が広がっている。林道等の林内路網の整備もされている。森林経営計画を中心とした適正な森林施業を実施し、形質の良好な林木からなる成長量の高い森林を目指すこととする。

写真 1-2-5 東藤川地域内の大径木森林



エ 寸又峡から南赤石地域

寸又峡は観光地で、宿泊施設が充実していることもあり、登山者の起点となっているとともに多くの観光客がハイキングに訪れる。また、大札山や山犬段に至る林道南赤石線沿線においても、町営宿泊施設があることもあって、新緑や紅葉時期を中心に多くのハイカーが訪れる。この一帯は県立自然公園にも指定されており、素晴らしい溪谷及び寸又川のかん入蛇行という優れた自然景観があることから、保健・レクリエーション機能を充実させるため、多様な樹種からなり、人々に憩いと学びの場が提供できる森林を目指すものとする。

写真 1-2-6 新緑の寸又峡と紅葉に彩られた町有林



オ 梅地地域

梅地地域は長島ダム上流に位置し、県立自然公園にも指定されている。大井川や長島ダム湖面を利用したカヌースポーツが盛んで、宿泊施設も存在し、大井川のかん入蛇行という優れた自然景観を形成していることから、保健・レクリエーション機能を充実させるため、多様な樹種からなり、人々に憩いと学びの場が提供できる森林を目指すものとする。

写真 1-2-7 梅地地域の入り口となる長島ダム



カ 榛原川上流地域

榛原川上流地域は山腹崩壊が著しい箇所である。国と連携し、国直轄治山工事による山地災害防止施設の整備や適切な森林の保全・管理により、土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃を防止し、林地の保全が図られている森林を目指すものとする。

写真 1-2-8 榛原川上流地域における国直轄治山工事



図 1-2-1 各地域の位置図



(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本町において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表1-2-8～10のとおり設定する。

表1-2-8 地域別の森林の区域

地域	機能区分					施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
大井川本流地域	○	○				伐期の延長	豊富な森林資源を利用しつつも、水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	4,063.43
	○					通常伐期	クヌギ、コナラの植栽地で椎茸のほだ木の生産に適している。	9.58
奥山地域	○	○				伐期の延長	豊富な森林資源を利用しつつも、水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	7,096.69
	○					通常伐期	クヌギ、コナラの植栽地で椎茸のほだ木の生産に適している。	11.99
			○	○		長伐期	水源地として、水源涵養機能を発揮させる。また山地災害の発生を防ぐため適切な管理を推進する。	80.52
東藤川地域	○	○				伐期の延長	豊富な森林資源を利用しつつも、水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	3,171.31
	○					通常伐期	クヌギ、コナラの植栽地で椎茸のほだ木の生産に適している。	1.60

地域	機能区分					施業種	区域設定の 考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
寸又峡から南赤石地域		○				伐期の延長	水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	70.93
	○	○			○	長伐期	豊富な森林資源を利用しつつも、水源地として、水源涵養機能を発揮させる。また、県立自然公園に指定されており、自然環境に恵まれている。	1.13
		○			○	長伐期	水源地として、水源涵養機能を発揮させる。また、県立自然公園に指定されており、自然環境に恵まれている。	2,420.20
	○					通常伐期	クヌギ、コナラの植栽地で椎茸のほだ木の生産に適している。	10.55
		○			○	特定広葉樹	アカヤシオやシロヤシオの群生地があるほか、豊かな広葉樹林が広がる。	9.03
梅地地域	○	○				伐期の延長	豊富な森林資源を利用しつつも、水源地として、水源涵養機能を発揮させる。	503.95
	○	○			○	長伐期	豊富な森林資源を利用しつつも、水源地として、水源涵養機能を発揮させる。また、県立自然公園に指定されており、自然環境やレクリエーションの場に恵まれている。	143.89
		○			○	長伐期	水源地として、水源涵養機能を発揮させる。また、県立自然公園に指定されており、自然環境やレクリエーションの場に恵まれている。	918.65
	○					通常伐期	クヌギ、コナラの植栽地で椎茸のほだ木の生産に適している。	0.18

地域	機能区分					施業種	区域設定の 考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
榛原川上流 地 域		○	○			長伐期	大部分が保安林で、国直轄治山工事が施工されているため、山地災害防止機能を発揮させる整備を促進する。	382.54
		○	○		○	長伐期	大部分が保安林で、国直轄治山工事が施工されている。また、県立自然公園に指定されており、自然環境に恵まれていることから、土地の保全や景観に配慮した整備を行っていく。	843.69

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-2-9 森林の区域（機能別）

区 分		森林の所在	面積 (ha)
木材等生産機能 維持増進森林		概要図のとおり	5,866.10
	特に効率的な施業が可能な森林	—	—
森林 公益的 機能別 施業	水源涵養機能 維持増進森林	概要図のとおり	19,705.96
	山地災害防止/土壌保全 機能維持増進森林	概要図のとおり	1,306.75
	保健文化機能 維持増進森林	概要図のとおり	4,336.59

※ 1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※ 2 重複して指定している森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

※ 3 樹種がクヌギ、コナラの場合は木材等生産機能維持増進森林のみとする。

表 1-2-10 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積 (ha)
通常伐期	概要図のとおり	33.90
伐期の延長	概要図のとおり	14,906.31
長伐期	概要図のとおり	4,790.62
特定広葉樹の育成	概要図のとおり	9.03
合計		19,739.86

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

「該当なし」

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、路網の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-2-11 のとおり定める。

表 1-2-11 特に針広混交林化を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・伐採方法は、皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・伐採率は、本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないこととする。
森林の区域	別紙 2 のとおり 【面積 3,774.65 ha】

(3) 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表1-2-12のとおり定める。

表1-2-12 竹林の取扱い

管理の目的		整備・保全の考え方
資源として 整備、利用	<ul style="list-style-type: none"> ・たけのこ、竹材の生産 ・竹チップの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産目的に合わせた適正管理を推進 ・生産、流通、加工体制の整備 ・利用技術の開発、バイオマス利用 ・地域の特産品等としての活用
竹林として 整備、保全	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全 ・竹林の防災機能の活用 ・憩いの場等として活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に合わせた適正管理を推進と指導 ・管理体制の整備及び管理する人材の育成
竹林として ではなく、森林の保全・再生を優先	<ul style="list-style-type: none"> ・森林景観及び環境の保全 ・ふれあいの場等として活用 ・防災機能等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林の拡大防止 ・伐採や枯殺後、樹種転換 ・地域住民や NPO 等との協働による森林づくり

また、放置された竹林については、公的な対応を含めて林種転換や伐採を行うこととし、その後の管理は森林所有者が的確に行うよう指導をする。

竹類が侵入した森林については、伐採除去等の対策を進め、森林機能の再生を図る。

写真1-2-9 荒廃した竹林と伐採作業の様子



第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化（団地化）を促進する。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成するとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

4 その他

当町においても、高齢の森林所有者や不在町所有者が増加しており、森林の境界が不明確になっている林分が散見されるようになっている。また、従前から所有者同士で境界が確定できていない林分も散見されることから、従来の地籍調査から高精度なGNSS機器等のデジタル技術を活用した測量に切替え、境界の明確化など積極的に推進していく。

本町は、自伐林家が多く存在し、古くから森林資源、森林保全を実践してきた林業地である。現在でも多くの自伐林家等が地域の中核として活躍しており、このような地域は全国でも数少ない。そこで、森林組合と連携して自伐林家等が森林施業を合理化し、継続可能な森林経営を実施できるシステムを構築することを支援する。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2～4 号及び第 6～8 号並びに第 3 項第 1～3 号)

第 1 伐採に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表 2-1-1 のとおり定める。

表 2-1-1 立木竹の伐採の方法

区分	指針	
主伐 (更新を伴う 伐採)	皆伐	<ul style="list-style-type: none"> ・主伐のうち、択伐以外のもの。 ・気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切な伐採区域の形状 ➢ 1 箇所当たりの伐採面積の規模 ➢ 伐採区域のモザイク的配置 ・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。
	択伐	<ul style="list-style-type: none"> ・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。 ・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 ・適切な伐採率とは、材積率 30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合には 40%以下とする。
間伐 (更新を伴わない 伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 2-1-2 のとおり定める。

表 2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指 針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないように、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・ 林地の保全及び公益的機能を考慮し、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・ 伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・ 対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・ 野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・ 「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。 ・ 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化する。
育成単層林	<p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆伐は、気象、森林生産力及び病虫害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・ 更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11 月から 3 月に伐採するものとする。 ・ 育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ 伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。

育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は 40%（材積率）を上限とする。 イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は 30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	・主伐に当たっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

- ・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表 2-1-3 のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表 2-1-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

※ マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、サクラ類

- ※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリーや花粉の少ない苗木の利用拡大に努めるものとする。
- ※2 クロマツ及びアカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。
- ※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の産業振興課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。
- ※4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500本/ha	
	疎仕立て	2,000本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500本/ha	
	疎仕立て	2,000本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000本/ha	

- ※1 マツ類は、クロマツとアカマツを指す。
- ※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、町の産業振興課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。
- ※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000本/haを下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、町の産業振興課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-2-3 に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉の少ない苗木の利用拡大に努めるものとする。

ただし、地形、地理等から継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとする。

表 2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・ 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。 	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として植栽とする。 ・ 植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として樹下植栽とする。 ・ 隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・ 植栽する本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表 2-2-4 に定める期間内において更新を完了するものとする。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐 (伐採率 40%以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表2-2-5のとおり定める。

表2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ、ツガ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ、エノキ、クヌギ、シデ類、ミズキ

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表2-2-6に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表2-2-7に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表2-2-8に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表2-2-6 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上でを行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。

表 2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-2-8 天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4～5 本を目安としてぼう芽整理を行う。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2～3 本とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。そのため、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後 5 年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後 5 年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
 - ・プロットの大きさは 5 m × 5 m (25 m²) とし、2 箇所以上設ける。
 - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表 2-2-9 のとおり定める。

表 2-2-9 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・天然更新すべき立木（表 2-2-5 で定める樹種で樹高が 2 m 以上のもの）の本数が、期待成立本数の 3 割以上で、かつ均等に生育している状態である。 ・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none"> ・期待成立本数の 3 割（=1,800 本/ha） ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 7 年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫害害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を次のとおり定める。

- ・針葉樹人工林である。
- ・母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。
（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない。）
- ・周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない。
- ・林床に更新樹種が存在しない。
（過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林等）

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

ただし、(1)の基準に該当する場合には、植栽を原則とする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) **更新にかかる対象樹種**

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表 2-2-1 に定める樹種とし、表 2-2-10 に再掲する。

イ 天然更新の場合

表 2-2-5 に定める樹種とし、表 2-2-10 に再掲する。

表 2-2-10 更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種
人工造林	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、サクラ類
天然更新	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ、ツガ

(2) **生育し得る最大の立木の本数として想定される本数**

生育し得る最大の立木の本数は、6,000 本/ha とする。

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定める。

表2-3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施（作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて回数の削減や実施期間の短縮を判断） 時期：6～7月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 ただし、将来切捨て間伐を行うものについては行わない 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置、捕獲等を実施

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表^{※1}」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数（Ry）^{※2}」を用いるものとし、その値を表2-3-3に定める。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表2-3-4に定める。

間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。 材積による伐採率の上限は35%を標準とする。 5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。
選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 8齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

【スギ】

年生	施業	本数 伐採率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	26%	1,835	0.7	11.0	17	
25	下層間伐	35%	1,173	0.7	15.3	49	
35	下層間伐	20%	926	0.7	19.4	31	
50	上層間伐	16%	769	0.7	25.1	87	
65	上層間伐	20%	608	0.7	30.3	139	
80	皆伐	100%			35.1	585	

※ 樹種スギ、15年生時立木本数2,500本/ha、地位Ⅲの条件で、長伐期施業（80年生を伐期）とした場合

【ヒノキ】

年生	施業	本数 伐採率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
20	下層間伐	35%	1,613	0.7	13.2	42	
30	下層間伐	38%	995	0.7	17.4	66	
40	下層間伐	15%	883	0.7	21.4	25	
55	上層間伐	15%	699	0.7	26.9	87	
70	上層間伐	18%	563	0.7	31.9	133	
90	皆伐	100%			38.0	661	

※ 樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,500本/ha、地位Ⅲの条件で、長伐期施業（90年生を伐期）とした場合

※2 「収量比数 (Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び1に近づいていく。

表2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85
その他	林分状況により適宜判断する

表2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

本計画の計画期間内に間伐を実施する必要がある森林の所在を表2-3-5に示す。

これらの森林においては、計画期間内の間伐の実施を促す。この際、国県等の間伐に係る事業の活用や、森林経営計画の作成を推奨する。

表2-3-5 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林の所在

林班	準林班	小班	枝番	樹種	林齢	面積	備考
				該当なし			

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	110m/ha以上	30～40m/ha以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系	85m/ha以上	23～34m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	
急傾斜地 (30～35°)	車両系	60m<50m>/ha以上	16～26m/ha以上
	架線系	20m<15m>/ha以上	
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	5～15m/ha以上

(注)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 基幹路網の規格・構造

区分		規 格 (林道規程)		車両幅員	通行車両
林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第1種	自動車道1級	4.0m(3.0m)	一般車両、林業用車両
		及び			
		第2種	自動車道2級	3.0m	
		第2種	自動車道3級	2.0m	
林業専用道		第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t積トラック)

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表2-4-4に示す。詳細な計画は、別紙1及び付属の概要図による。

表2-4-4 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長又は箇所数
森林管理道の開設	23 路線	51.2 km
林道の改良（拡張）	50 路線	158 箇所
林道の改良（舗装）	21 路線	22.3 km

写真2-4-1 林道の開設工事現場



ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、町の林道台帳により適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 2-4-5 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとす。

表 2-4-5 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m 以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m 未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m 程度）

イ 細部路網の維持管理に関する事項

細部路網は管理者を定め、町の作業道台帳により適切に管理する。「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表 2-4-4 に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、主伐や利用間伐による木材生産を促進していく。

特に、表 2-4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

山土場、機械の保管、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされている施設やその他森林の整備のために必要な施設について、表 2-4-6 に示す。

表 2-4-6 作業路網以外の森林の整備のために必要な施設

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
中間土場	東藤川	10,000 m ²	◇1	
中間土場	下泉	10,000 m ²	◇2	拡張含む
山土場	下長尾	5,000 m ²	◇3	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の森林は、小規模零細な所有形態が多数を占めている。この集約化のため、地域の森林組合が中心となり森林施業計画をモデル的に進めてきた経緯があり、個人や家族経営での樹立とあわせ、本地域の特徴である。

このように隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十haの施業団地とした上で、作業路網の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導、その他の施業に必要な機器の購入支援（GNSS測量機器等）を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、境界の明確化等の森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- ① 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- ② ①に基づき伐採した木竹の処分権原
- ③ 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が森林の経営管理の実行が困難な場合には、必要に応じて、森林環境譲与税等を活用し、本町が直接森林整備を実施する等、森林経営管理制度を活用した適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権の設定にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第6号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

- ① 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- ② 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- ③ 共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項（法第10条の5第3項第1号から第3号）

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

森林組合等の林業経営体に雇用された技術者を対象に、国や県の人材育成に係る支援の利用等を促し、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者を育成する。また、町林業研究会、林業技術者協会の活動により林業技術の向上を図る。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

森林組合等の林業経営体の職員を対象に、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを育成していくことを支援する。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、国や県の人材確保に係る支援の利用等を促し、林業への新規就業を促進する。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

森林技術者を対象に、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を促し、森林技術者の就労環境を向上する。

(5) しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者の育成を図るために、品質適正表示や認証取得を指導するとともに、鳥獣害対策、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援する。

また、志太榛原農林事務所と連携し新規参入者への研修実施を支援する。

(6) 自伐林家の支援

森林所有者自らによる森林施業を促進するため、自伐林家、自伐林家等のグループである大井川林業研究会の活動や森林整備等を支援する。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、国や県、林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表2-7-1 作業システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離 (m)		伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
		基幹路網から	細部路網から				
車両系	緩	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル ウィンチ	ハーベスタ	フォワーダ トラック
	中	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウィンチ	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	急	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウィンチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
架線系	中	200～300	100～300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
	急	300～500	150～500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者が一体となって着実に進める。

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表2-7-2に現状と今後の整備計画を示す。

表2-7-2 林産物の利用の促進のために必要な施設

区分	施設の名称	現 状			整備計画			備考
		位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
生産	しいたけ菌床生産施設ほか	地名	1式	△ ₁				
	貯木場	桑野山	1式	△ ₂				
加工	円柱丸太加工施設	田代	1式	△ ₃				
	薪加工施設	桑野山 (貯木場内)	1式	△ ₄				
	木製品製造工場	桑野山 (貯木場内)	茶箱工場	△ ₅				
		桑野山 (貯木場内)	メンパ工場	△ ₆				
		徳山	麵箱工場	△ ₇				
加工	獣肉加工施設	田代	1式	△ ₈				

4 その他必要な事項

本町の状況においては、林業と農業及び日雇い労務（林業労務を含む）は地域生活を支えるために相関関係がある。個人林業従事者、森林組合等の林業経営体の職員の生活のために、農業を中心とした所得向上施策を推進する。

木製品加工については、町内製材工場をはじめ流域に存在する製材、2次加工事業者との連携を強め、木材の流通を促進する。

また、静岡県森林組合連合会木材市場や民間の市場との連携を強め、木材の流通を促進する。

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号)

第 1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

本町は、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表 3-1-1 に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病虫害等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要がある場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表 3-1-1 ナラ枯れ等被害対策方針

項 目	方 針
ナラ枯れ被害対策	<ul style="list-style-type: none">・ 地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。・ 国、県、近隣市町、森林組合等の林業事業体と情報共有を図る。

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病虫害の被害木等の情報収集に努める。

写真 3-1-1 ナラ枯れ被害の様子



第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）を表3-2-1に定める。

表3-2-1 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ カモシカ ツキノワグマ	1林班～199林班（全域）	19,739.86

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域の人工林においては、表3-2-2に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施に当たっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本町が作成した「川根本町鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表3-2-2 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行う。
カモシカ	<ul style="list-style-type: none">鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護とする。植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材の設置等とする。防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none">鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。植栽木等の保護は、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。捕獲は、わな捕獲、銃器等により行う。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、2の防止の方法に準じるものとする。

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者、猟友会員（狩猟者）等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・消防署及び消防団と連携し予防活動や演習を行う。特に所管の消防団分団との連携を密にする。
- ・森林組合等の林業事業体と連携して、巡回を行うなど、予防活動を行う。
- ・作業用機械器具の取り扱いには十分注意し、機械使用中の発火に注意するよう啓発を行う。
- ・喫煙には十分に注意するとともに、吸殻は適切に処理をするよう啓発を行う。
- ・山菜採りやハイカーに対しても、山火事予防の啓発を行う。
- ・森林作業道起点には、原則として柵を設置する。

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「川根本町火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風倒害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林の所在を表3-5-1に示す。

表3-5-1 病虫害被害等のため伐採を促進すべき森林の所在

被害区分	森林の所在	備考
ナラ枯れ	該当なし	

2 その他

台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表4-1-1に示す。

表4-1-1 保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
水川	137／ろ、 は、に、 ほ、へ、 と、ち、 る、を、わ	57.59	47.07	8.87	1.65	0.00	0.00	保健休 養林指 定地
水川	135／は52	9.03	0.00	9.03	0.00	0.00	0.00	大札山
元藤川	157	174.09	38.89	128.33	6.27	0.00	0.60	山犬段

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表4-2-1のとおり定める。

表4-2-1 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 137 林班の一部については、景観や森林の多面的利用、活動などにも配慮した伐採を行う。 ・ 135 林班／は 52 は、F S C 森林認証における保護区となっている林分で、商業伐採は実施しない。 ・ 157 林班は、林道の維持管理や治山工事に伴う伐採範囲や伐採方法及び伐採後の樹木の取り扱いについて十分な協議に基づき実施する。 ・ 景観、眺望形成のための伐採は県立自然公園等の規制を順守しつつ積極的に実施する。
造林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、天然下種更新及びぼう芽によるものとし、必要に応じて植栽を行う。
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、広葉樹育成、景観形成に配慮した保育を実施する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等に当たっての留意事項を表4-3-1のとおり定める。

表4-3-1 施設の整備

整備することが望ましい施設	留意事項
遊歩道	遊歩道は、利用者が快適に利用できるよう、定期的に路面や周辺の刈り払い等のメンテナンスを行う。

2 立木の期待平均樹高

施設の整備において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を表4-3-2に示す。

表4-3-2 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ	18m	
ヒノキ	18m	

第4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- ・ I の第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・ II の第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・ II の第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・ IIIに示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
千頭・崎平	1～15	1,802.69
奥泉	16～41	1,889.20
接岨	42～56	1,237.52
東藤川北	57～73	1,845.71
東藤川南	74～87, 92～95	1,907.22
小猿郷	96～102	843.44
下長尾・久野脇	103～123	1,785.69
上長尾	124～134, 139, 140	1,176.60
水川	135～138, 141～145, 148, 149	1,340.56
元藤川	146, 147, 150～159, 161～167	2,233.97
本城下泉	88～91, 168～179	1,605.41
文沢・壺町河内・下泉・地名	180～199	2,071.85

第2 生活環境の整備に関する事項

U I J ターン者など新規の林業技術者などが本町に定住するために必要な施設としては、既存の若者定住促進住宅や町営住宅等の活用を行っていくこととする。その他、空き家の活用や賃貸住宅の活用なども図る。地域に定住するために必要な既存の町営施設の整備計画を表5-2-1に示す。

表 5-2-1 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
大島団地A棟	東藤川 649-2	1棟 12戸	①	町営住宅
大島団地B棟	東藤川 666-2	1棟 12戸		
桑野山団地	桑野山 287-1	5棟 10戸	②	町営住宅
		5棟 10戸		特定公共賃貸住宅
沢脇団地	徳山 1547	9棟 18戸	③	町営住宅
高郷団地	上長尾 857	10棟 20戸	④	町営住宅
地名団地	地名 60-1	3棟 6戸	⑤	町営住宅
家族向け世帯住宅	地名 185-5	6棟 16戸	⑥	若者定住促進住宅

写真 5-2-1 桑野山団地と大島団地



第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

1 FSC森林認証と木材協定の活用

本町は、約 2,132ha の F S C 森林認証森林を有している。また、東京都港区との木材協定である「みなと森と水ネットワーク会議」に参加している。このネットワークなどを生かして町内外の事業者との連携を強め、森林資源の活用を実行するサプライチェーンを築いていく。特に、F S C 森林認証についてその普及啓発を積極的に行うとともに、F S C 森林認証木材を利用する C o C 事業者の開拓に努める。また、多くの国民が国産材に接することができる機会を積極的に創出又は参加することで、広く国産材の製品の普及に努める。

図5-3-1 「みなと森と水ネットワーク会議」



愛称「uni4m (ユニフォーム)」

2 木材のバイオマスとしての活用

本町は、森林資源を木質バイオマスとして有効活用することを推進する。そのために、薪等の木質エネルギーの利活用を推奨する。具体的には、木質エネルギーを利用するストーブ、ボイラー、風呂釜について企業及び個人での導入を推進する。

本町においては、個人事業や集落活動、企業活動として薪や炭の生産が行われている。個人消費による利活用をはじめ、販売を試みている者もいることから、薪や炭の流通販売を支援する。

写真5-3-1 製品化され販売中の薪と薪ストーブ点火の様子



3 木材のマテリアルとしての活用

本町には木材の加工流通機能を果たす民間企業が非常に少ない。このため、自伐林家を含む生産側と町内の企業や周辺市町の企業との連携を推進することで新しい木材需要を創出していく。この場合において、F S C森林認証林を重要な連携ツールとして用いる。

4 林家の家計としての「川根茶」、「観光」等の存在

町内の林家において、林業単独で生計を営んでいる者はほとんどいない。特に、「川根茶」、「観光」による家計収入は、森林への投資や余力を導く重要な収入であることから、重要な産業として森林整備のためにも推進をしていく。

写真5-3-2 川根茶の被覆作業と茶園横の森林



5 地域生活者としての農家林家

当町においては、農家林家はまさに地域生活の核となっている存在である。農林業の中心的役割を担うとともに、地域の生活環境整備等においても先導役を担いつつ資機材の提供という役割も担っている。災害が発生した場合などにも自身の労力・技術により復旧作業等にも活躍する地域の人材である。このことから、専業・兼業を問わず農家林家としての林業技術の継承を行うこととする。

6 未利用資源（林地残材）の活用

当町においても、利用間伐による木材の搬出が行われているが、依然として多くの未利用資源（林地残材）が残されている。これを搬出し、薪などに活用する場の設立を目指す。これにより、森林所有者が新たな所得を得る機会を作り、森林整備に積極的に関わることを目指す。

写真5-3-3 活用先が期待される林地残材



第4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林及びその周辺部を、四季折々誰もが近づき親しむことができる森林として整備することを促進するとともに、森林に生育・生息する動植物との共生や都市と山村の交流及び山村の活性化を図るため、将来の森づくりの担い手となる子供たちや若者、地域の人に向けて、町主催の森林イベントや静岡大学農学部と環境保全に関する協定を締結したことにより森林環境教育活動を推進していくことで森林管理や林業に関しての理解や関心の促進を目指していく。

特に、ハイキングコースや遊歩道等が整備されている区域においては、景観や森林の多面的利用に配慮した適正な森林管理を実施する。

また、森林の総合利用に必要な施設の整備計画を表5-4-1に掲げる。

表5-4-1 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
宿泊施設等	水川	宿泊棟1棟 その他施設			▽1
宿泊施設等	奥泉	温浴施設 コテージ その他レクレー ション施設			▽2
ハイキングコ ース、遊歩道、 散策径路	町内 一円	省略			省略

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民参加による取組

集落単位の環境整備を支援するとともに、森林整備について必要な情報を提供する。

2 上下流連携による取組

大井川水系の水利用に関する住民理解を深めることを中心に森林の公益的機能を広く周知し、住民活動を促進する。また、水川地区を中心に活動する大井川「白羽山はばたきの森」に集う会は、都市部と山村部の交流を通じて、地域の豊かな森林を守り育てる活動をしている。こうした上下流の連携を強化するための活動について支援する。

写真5-5-1 「白羽山はばたきの森」に集う会の活動の様子



3 フィールドの提供

「しずおか未来の森サポーター制度」等を活用し、森林整備に関心のある企業や、その他団体に対して、活動フィールドを積極的に提供するほか、町内の団体とのマッチングを図る。あわせて、町民のみならず、広く国民の活動の場として本町の森林を提供する。

写真5-5-2 間伐体験活動の様子



第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づき経営管理権を設定した森林のうち、計画期間内に川根本町森林経営管理事業による森林整備を推進する森林は下表のとおり。

表5-6-1 川根本町森林経営管理事業対象森林

区域	作業種	面積 (ha)	備考
・簡易水道水源林 ・飲料水供給施設水源林	間伐	120ha	対象森林の区域は別紙3のとおり

これらの対象森林においては、森林の現況を勘案し、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林化を図るなど、適切な森林経営管理に向けた取組を推進する。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施するものとする。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組みと連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木等の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

イ 水害を発生させるおそれがないこと

ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと

エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

(3) その他の事項

太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適切な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行う。また事業者に対し、地域住民の理解を得るための取組の実施等を行うよう配慮させるとともに近隣の開発との一体性や開発面積の拡大等に留意することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

135林班／は52及び157林班は保健機能森林であると同時に、重点的に保護、保全に努める森林とし、商業的伐採を禁止する。

5 町有林の整備に関する事項

町有林の整備として、川根本町特定間伐等促進計画に基づき計画的に間伐の実施を行う。また一部町有林内にて、家具の材料となる広葉樹の森づくりとしてモデル林の整備を行う等、森林の有する多面的機能を活かした健全な森林づくりを目指していく。

その他、町有林の一部はF S C森林認証森林となっていることから、現地調査を実行し、資源量や境界等の確認を進め、F S C森林認証林として管理していくことを目指す。

F S C森林認証森林となっていない林分においても、F S Cの基準に基づき管理を行う。

なお、施業要件の範囲内において、山土場の造成など私有林の施業に寄与するための整備やパイロット的施業の試行などを積極的に行う。

写真5-7-1 下草に覆われたF S C森林認証森林の様子



6 良好な森林景観の形成に関する事項

本町は、南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園、国有林に本州唯一である大井川源流部原生自然環境保全地域を有しており、雄大な溪谷や山岳により創り出された美しい景観が特徴的である。また、静岡県が平成20年3月にまとめた『静岡県戦略課題研究「大井川・伊豆」研究報告書』によると、本町の車窓景観における茶園の出現頻度は、県内の代表的な中山間茶生産地である安倍川流域や天竜川流域などと比べ高いことが指摘されている。

適正な森林管理による良好な森林景観も重要な観光資源になることから、相乗効果を広げることによって森林整備を一層促していく。

7 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項

本町では生物多様性の保全に配慮するため、様々な樹種、林分構造、林齢などから構成される森林をバランスよく配置することで多種多様な森林づくりを行っていく。

また、森林施業において人工林周辺の天然林等や溪流沿いの森林を保全することで森林の連結性を維持し、多様な生物の生息地を保全していく。